

福岡県公報

平成二十一年三月三十日
第二千九百四十八号
増刊 ①

目次

条 例(第五号・第三十一号)

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) …… 四

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) …… 五

福岡県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(総合政策課) …… 六

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村支援課)

(市町村支援課) …… 六

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(青少年課) …… 七

福岡県消費者行政活性化基金条例

(生活安全課) …… 八

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護総務課) …… 八

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する

(保健医療介護総務課) …… 八

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する

(保健医療介護総務課) …… 九

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(業務課) …… 九

福岡県児童相談所条例の一部を改正する条例

(児童家庭課) …… 一

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(障害者福祉課) …… 一

福岡県労働福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

(労働政策課) …… 二

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(職業能力開発課) …… 二

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例(環境政策課)

(環境政策課) …… 二

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例(自然環境課)

(自然環境課) …… 三

福岡県商工事務所設置条例の一部を改正する条例 (商工政策課) …… 一三
福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課) …… 一三
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課) …… 一四
福岡県土木事務所等設置条例の一部を改正する条例 (県土整備総務課) …… 一四
福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 (道路維持課) …… 一五
福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) …… 一三

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例 (都市計画課) …… 一三
福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) …… 一四
福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) …… 一五
福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) …… 一五

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) …… 一六
福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) …… 一六

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課) …… 一六

公布された条例のあらまし

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十年十月二日付けの給与等に関する報告にかんがみ、本県職員の勤務時間について変更するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

- 1 地方税法第四十八条第一項及び第二項に規定する個人の県民税及び市町村民税の徴収及び滞納処分に関する知事の権限に属する事務を四県税事務所長に委任するため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(企画・地域振興部総合政策課)

- 1 地域活性化等に資する事業に必要な費用に充てるため、福岡県地域活性化・生活対策臨時基金を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

- 1 県民の利便の増進と行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用し、又は提供する事務を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(新社会推進部青少年課)

- 1 青少年を取り巻く環境が変化している状況にかんがみ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為を防止し、良好な環境の整備を効果的に図るため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十一年七月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県消費者行政活性化基金条例

(新社会推進部生活安全課)

- 1 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、福岡県消費者行政活性化基金を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健医療介護総務課)

- 1 犬又はねこを所有する者に終生飼養責任の自覚を促すとともに、引き取った犬又はねこの譲渡や適正な管理を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく所有者からの犬又はねこの引取りについて手数料を定めるほか、薬事法の一部を改正する法律等の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年六月一日から施行することとした。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条第一項の規定による所有者からの犬又はねこの引取手数料については、平成二十一年十月一日から施行することとした。

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健医療介護総務課)

- 1 保健福祉環境事務所の執行体制の効率化並びに専門性及び機動性の向上など機能の強化を図るため、保健福祉環境事務所を再編することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部薬務課)

- 1 薬事法の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年六月一日から施行することとした。

福岡県児童相談所条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

- 1 児童虐待等への迅速な対応や市町村への支援など児童相談所の機能を強化するため、新たに宗像児童相談所及び京築児童相談所を設置するとともに、所管区域を見直すこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年五月一日から施行することとした。

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

- 1 福岡県障害者自立支援対策臨時特別基金に基づく事業が平成二十一年度以降も継続することに伴い、福岡県障害者自立支援対策臨時特別基金条例の有効期限を延長するとともに、新たに同事業として福祉・介護人材確保の緊急対策が実施されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県労働福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局労働政策課)

- 1 労働環境の変化に対応し、労働行政の充実に資することを併せて、労働福祉事務所名称を変更することとした。

- 2 この条例は、平成二十一年五月一日から施行することとした。

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局職業能力開発課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、技能検定試験手数料標準額が改められたことに伴い、技能検定試験手数料の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境政策課)

- 1 水質基準に関する省令の一部を改正する省令の制定に伴い、水質試験(検査)の手数料の額を改定することとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、手数料の額を改定することとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月十六日から施行することとした。

福岡県商工事務所設置条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

- 1 県内の中小企業の振興を図るため、商工事務所の分掌事務及び名称を変更することとした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年五月一日から施行することとした。

- 二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

- 1 計量法第一百七十七条第一項の規定により指定を受けた指定計量証明検査機関が実施する検査の手数料に係る手数料納付の特例を定めるほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例

(農林水産部農林水産政策課)

- 1 地域農業の生産振興等及び農業者に対する経営・技術支援の一体的な推進体制を整備するため、農林事務所及び地域農業改良普及センターを統合するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。

福岡県土木事務所等設置条例の一部を改正する条例

(県土整備部県土整備総務課)

- 1 土木事務所の執行体制の効率化及び機能の強化を図るため、土木事務所を再編統合することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年十月一日から施行することとした。

- 二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

- 1 道路占用料等の額は、平成九年に改定され現在に至っているが、その後の経済情勢等にかんがみ、その額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
 - 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定等に併い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

- 1 良好な景観の形成を推進する必要がある地域において、県が景観法の規定に基づく広域的な景観計画を策定するに当たり、当該景観計画区域内における行為の規制等について必要な事項を定めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年七月一日から施行することとした。

福岡県公立学校職員給与に関する条例及び福岡県公立学校職員へのき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 学校保健法等の一部を改正する法律の制定による学校給食法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に併い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の制定により、教員免許更新制が導入されることに併い、教員免許状の有効期間の更新等を受けようとする

者に係る手数料を定めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに併い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

- 1 道路交通法の一部を改正する法律等の制定により、運転免許等に関する事務が新設されたことに併い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、自動車運転代行業認定申請手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第五号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第四項

中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。
 第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第五条中「半日勤務時間（勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）」を「四時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該四時間の勤務時間」に改める。

第八条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第十三条第一項第三号中「地方住宅供給公社若しくは」を「地方住宅供給公社、」に、「地方道路公社若しくは」を「地方道路公社、」に改め、「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を削り、「国又は」を「国若しくは」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。
 第十条第一項第四号中「四時間」を「三時間四十五分又は四時間」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

3 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 第十五条第三項及び第十八条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

4 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項及び第十七条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。
 (福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

5 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第十八条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。
 (福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号並びに第二号イ及びロ中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改め、同号ハ中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第十七条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

7 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。
 第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
 付則第三条の次に次の一条を加える。

(所長に対する知事の権限の委任の特例)

第三条の二 法第四十八条第一項及び第二項に規定する徴収及び滞納処分に関する知事の権限に属する事務については、知事は、当分の間、第四条の規定にかかわらず、当該事務のうち次の表の下欄に掲げる県税事務所の所管区域内の市町村が課した個人の県民税及び市町村民税に係るものを同表上欄に掲げる県税事務所の長に委任する。この場合においては、第四条第一項第七号及び第八項の規定を準用する。

福岡県東福岡県税事務所	福岡県博多県税事務所
福岡県西福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所
福岡県筑紫県税事務所	福岡県西福岡県税事務所
福岡県北九州東県税事務所	福岡県筑紫県税事務所
福岡県行橋県税事務所	福岡県北九州東県税事務所
福岡県北九州西県税事務所	福岡県行橋県税事務所
福岡県飯塚・直方県税事務所	福岡県北九州西県税事務所
福岡県久留米県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
福岡県大牟田県税事務所	福岡県久留米県税事務所
福岡県筑後県税事務所	福岡県大牟田県税事務所
	福岡県筑後県税事務所

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県地域活性化・生活対策臨時基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七号

福岡県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(設置)

第一条 地域活性化等に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県地域活性化・生活対策臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第八号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条を第八条とし、第二条から第四条までを三条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の三条を加える。

(本人確認情報を利用する事務)

第二条 法第三十条の八第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のお

りとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第三条 法第三十条の八第二項に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法
- 二 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に基づく犯則事件の調査又は免税軽油使用者証の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 地方税法及び福岡県条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)に基づく賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

三 福岡県条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)に基づく賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

四 福岡県退職年金条例(昭和二十六年福岡県条例第七十八号)に基づく年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

五 福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号)第十七条第一項から第三項までの規定による届出又は同条第四項の規定による報告に関する事務であつて規則で定めるもの

六 福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)第二十一条第一項又は第二項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

七 行政書士法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第三十号)第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二(第三条関係)

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
一 教育委員会	福岡県退職年金条例に基づく年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二 人事委員会	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十条第一項の規定による不服申立ての審査に関する事務であつて規則で定めるもの
三 監査委員	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による監査請求に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第九号

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)(一)」に改める。

第十六条第八項中「図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「図書類取扱業者」に改め、同条第十項中「図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「図書類取扱業者」に改め、同条第二項中「知事は、」の下に「図書類取扱業者」を加え、「その図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「当該図書類取扱業者」に改める。

第十六条の二第二項中「図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「図書類取扱業者」に改め、同条第二項中「知事は、」の下に「図書類取扱業者」を加え、「その図書類の販売又は貸付けを業とする者」を「当該図書類取扱業者」に改める。

第三十四条第二項中「同意」を「その同意」に、「連れ出して」を「連れ出し、同伴し、又はとどめて」に改める。

第三十八条第四項第一号中「又は頒布した」を「頒布し、閲覧させ、又は視聴させた」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 第三十四条第二項の規定に違反して、青少年に対して刑罰法令に触れる行為を行つたため、若しくは刑罰法令に触れる行為が青少年に対して行われること若しくは刑罰法令に触れる行為を青少年が行つことを知つて、又は青少年の不良行為を誘発し、若しくは助長する態様で、深夜に当該青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

第三十八条第七項中「又は第三十一条から第三十三条まで」を「第三十一条から第三十三条まで又は第三十四条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十号

福岡県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第一条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十一号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一六の項を次のように改める。

一一六 削除

別表二二〇の項事務の欄中、「高度管理医療機器等」を「若しくは高度管理医療機器等」に、「許可証又は」を「許可証の書換交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。二二一の項において「整備政令」という。）（附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第四十五条第一項の規定による）」に改め、同表二二一の項事務の欄中、「高度管理医療機器等」を「若しくは高度管理医療機器等」に、「許可証又は」を「許可証の再交付又は整備政令附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第四十六条第一項の規定による」に改める。

別表一五九の七の項の次に次のように加える。

一五九の八	動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取手数料	一 生後九十一日以上の場合 合 一頭につき二、〇〇〇円 二 生後九十一日未満の場合 合 一頭につき 四〇〇円
-------	--	-------------	---

附則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、別表一五九の七の項の次に次のように加える改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十三号

）の一部を次のように改正する。

題名中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。
第一条の見出し中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事の権限に属する保健衛生、社会福祉及び環境保全に関する事務を分掌させるため、保健福祉環境事務所を設置する。

第一条第三項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「保健福祉環境事務所」の下に「及び保健福祉事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事の権限に属する保健衛生及び社会福祉に関する事務を分掌させるため、保健福祉事務所を設置する。

第二条第二項中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

第三条中「第一条第二項及び第三項」を「第一条第三項及び第四項」に、「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

名称	位置	所管区域
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	大野城市	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
福岡県粕屋保健福祉事務所	糟屋郡 粕屋町	古賀市 糟屋郡
福岡県糸島保健福祉事務所	前原市	前原市 糸島郡
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	宗像市	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	飯塚市	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
福岡県田川保健福祉事務所	田川市	田川市 田川郡
福岡県北筑後保健福祉環境事務所	朝倉市	小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
福岡県南筑後保健福祉環境事務所	柳川市	柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潁郡 八女郡

福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市	行橋市	豊前市	京都郡	築上郡
----------------	-----	-----	-----	-----	-----

備考 第一条第一項の事務のうち環境保全に関するものについては、この表の規定にかかわらず、前原市及び糸島郡は福岡県筑紫保健福祉環境事務所、古賀市及び糟屋郡は福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、田川市及び田川郡は福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の所管区域とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

名称	位置	所管区域
福岡県筑紫保健所	大野城市	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市
福岡県粕屋保健所	糟屋郡 粕屋町	古賀市 糟屋郡
福岡県糸島保健所	前原市	前原市 糸島郡
福岡県宗像・遠賀保健所	宗像市	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
福岡県嘉穂・鞍手保健所	飯塚市	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
福岡県田川保健所	田川市	田川市 田川郡
福岡県北筑後保健所	朝倉市	小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
福岡県南筑後保健所	柳川市	柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
福岡県京築保健所	行橋市	豊前市 京都郡 築上郡

別表第三を次のように改める。

別表第三（第二条関係）

保健福祉環境事務所等	保健所
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡県筑紫保健所
福岡県粕屋保健福祉事務所	福岡県粕屋保健所
福岡県糸島保健福祉事務所	福岡県糸島保健所

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	福岡県宗像・遠賀保健所
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	福岡県嘉穂・鞍手保健所
福岡県田川保健福祉事務所	福岡県田川保健所
福岡県北筑後保健福祉環境事務所	福岡県北筑後保健所
福岡県南筑後保健福祉環境事務所	福岡県南筑後保健所
福岡県京築保健福祉環境事務所	福岡県京築保健所

附則

（施行期日）

- この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。
（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「保健福祉環境事務所」の下に「及び保健福祉事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）」を加える。
第六条第一項第一号、第二号及び第四号、第十五条第一項第三号並びに第二十二條第一項の表中「保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所等」に改める。
- 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正
（福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二条の表勤務箇所の欄中「保健福祉環境事務所」の下に「及び保健福祉事務所」を加える。

4 福岡県感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条及び第六条関係）

保健所の名称	協議会の名称	部会の名称
--------	--------	-------

福岡県筑紫保健所 福岡県糸島保健所 福岡県北筑後保健所 福岡県南筑後保健所	福岡県北筑後保健所感染症の診査に関する協議会	福岡県筑紫保健所結核の診査に関する専門部会 福岡県北筑後保健所結核の診査に関する専門部会 福岡県南筑後保健所結核の診査に関する専門部会
福岡県粕屋保健所 福岡県宗像・遠賀保健所 福岡県嘉穂・鞍手保健所 福岡県田川保健所 福岡県京築保健所	福岡県田川保健所感染症の診査に関する協議会	福岡県宗像・遠賀保健所結核の診査に関する専門部会 福岡県嘉穂・鞍手保健所結核の診査に関する専門部会 福岡県京築保健所結核の診査に関する専門部会

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一三の項イ中「法第三十九条の三第一項の規定による一般販売業（卸売一般販売業を除く。）又は特例販売業の許可を受けた者であつて、」を「店舗販売業の許可を受けた者、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二条に規定する既存一般販売業者又は同法附則第十四条若しくは第十五条の規定により引き続き特例販売業の業務を行うことができる者であつて、法第三十九条の三第一項の規定による」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

福岡県児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県条例第十四号

福岡県児童相談所条例の一部を改正する条例

福岡県児童相談所条例（平成十一年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県中央児童相談所の項中「福岡県中央児童相談所」を「福岡県福岡児童相談所」に、「中間市 筑紫野市」を「筑紫野市」に、「大野城市 宗像市」を「大野城市」に、「前原市 古賀市 福津市」を「前原市」に、「糟屋郡 遠賀郡」を「糟屋郡（新宮町を除く。）」に改め、同表福岡県田川児童相談所の項中「田川市 行橋市 豊前市 宮若市」を「田川市」に、「鞍手郡」を「鞍手郡小竹町」に、「田川郡 京都郡 築上郡」を「田川郡」に改め、同表に次のように加える。

福岡県宗像児童相談所	宗像市	中間市	宗像市	古賀市	福津市	宮若市	糟屋郡新宮町	遠賀郡	鞍手郡鞍手町
福岡県京築児童相談所	豊前市	行橋市	豊前市	京都郡	築上郡				

第一条第二項を削る。

附則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十五号

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年福岡県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「円滑な運用」の下に「及び福祉・介護人材の確保」を加え、「施行当初」を「施行上」に改める。

福岡県知事 麻生 渡

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県労働福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

福岡県労働福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福岡県労働福祉事務所設置条例（昭和三十一年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県労働者支援事務所設置条例

第一条中「福岡県労働福祉事務所」を「福岡県労働者支援事務所」に改める。

第二条中「福岡県労働福祉事務所」を「福岡県労働者支援事務所」に改め、同条の表

名称の欄中「福岡県福岡労働福祉事務所」を「福岡県福岡労働者支援事務所」に、「福

岡県北九州労働福祉事務所」を「福岡県北九州労働者支援事務所」に、「福岡県筑後

労働福祉事務所」を「福岡県筑後労働者支援事務所」に、「福岡県筑豊労働福祉事務所」

を「福岡県筑豊労働者支援事務所」に改める。

第三条中「福岡県労働福祉事務所」を「福岡県労働者支援事務所」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十七号

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県職業能力開発関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改める。

別表四の項金額の欄を次のように改める。

イ 学科試験	三、一〇〇円
ロ 実技試験	一六、五〇〇円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の期間の欄に掲げる期間における別表四の項口の実技試験（次の表の職種の欄に掲げる職種のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条第一項に規定する一級、二級、三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定における実技試験に限る。）の金額は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる金額とする。

期 間	職 種	
	機械検査及び婦人子供服製造	和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図及び電気製図
この条例の施行の日から平成二十二年三月三十一日まで	一四、二〇〇円	一三、二〇〇円
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一五、四〇〇円	一四、九〇〇円

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県条例第十八号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県保健環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健環境研究所手数料条例（昭和二十四年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第六号中「二二八、二七〇円」を「二二二、一四〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県条例第十九号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「四、〇〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表二の項中「一、一〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「二、九〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表四の項中「一、九〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月十六日から施行する。

福岡県商工事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県条例第二十号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県商工事務所設置条例の一部を改正する条例

福岡県商工事務所設置条例（平成十一年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

福岡県中小企業振興事務所設置条例

第一条中「属する」の下に「中小企業の振興に関する事務及びその他の事務で」を加え、「及び」を「又は」に、「事務を」を「ものを」に、「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

第二条中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改め、同条の表名称の欄中「福岡県福岡商工事務所」を「福岡県福岡中小企業振興事務所」に、「福岡県久留米商工事務所」を「福岡県久留米中小企業振興事務所」に、「福岡県北九州商工事務所」を「福岡県北九州中小企業振興事務所」に、「福岡県飯塚商工事務所」を「福岡県飯塚中小企業振興事務所」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県条例第二十一号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「は、別表七五の項」を「又は同法第一百七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定計量証明検査機関」という。）が行う同法第一百六条第一項に規定する計量証明検査を受けようとする者は、それぞれ別表七五の項

又は八四の項」に改め、「を指定期検査機関」の下に「又は指定計量証明検査機関」を、「当該指定期検査機関」の下に「又は指定計量証明検査機関」を加える。

別表一一の項中「二、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表二五の項中「一〇、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表二八の項中「八、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表六三の項中「三、〇〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県農林事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

例の一部を改正する条例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 普及指導センター(第七十五条)」を「第三款 削除」に改める。

第二章第五節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第七十五条 削除

(福岡県農林事務所設置条例の一部改正)

第一条 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)を次のように

改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、必要に応じ、農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十二条に規定する普及指導センターとして農林事務所の支所を置くことができる。

附則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

福岡県土木事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十三号

福岡県土木事務所等設置条例の一部を改正する条例

福岡県土木事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県土木整備事務所等設置条例

第一条中「土木事務所」を「土木整備事務所」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「土木事務所の」を「土木整備事務所の」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
福岡県福岡県土木整備事務所	福岡市東区	福岡市のうち福岡県那珂県土木整備事務所の所管区域を除く区域 前原市 古賀市 糟屋郡 糸島郡
福岡県久留米県土木整備事務所	久留米市	久留米市 小都市 うきは市 三井郡
福岡県南筑後県土木整備事務所	大牟田市	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
福岡県直方県土木整備事務所	直方市	直方市 宮若市 鞍手郡
福岡県京築県土木整備事務所	豊前市	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
福岡県朝倉県土木整備事務所	朝倉市	朝倉市 朝倉郡

福岡県八女県土整備事務所	八女市	八女市 筑後市 八女郡
福岡県北九州県土整備事務所	北九州市 八幡西区	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
福岡県田川県土整備事務所	田川市	田川市 田川郡
福岡県飯塚県土整備事務所	飯塚市	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
福岡県那珂県土整備事務所	大野城市	福岡市博多区のうち金の隈一丁目及び二丁目(いずれも一般国道三号以西の区域に限る。)、西月隈一丁目及び三丁目から六丁目まで、井相田一丁目から三丁目まで、東光寺町一丁目及び二丁目、那珂一丁目から六丁目まで、東那珂一丁目から三丁目まで、竹下一丁目から五丁目まで、板付一丁目から七丁目まで、三筑一丁目及び二丁目、諸岡一丁目から六丁目まで、大字板付、麦野一丁目から六丁目まで、東雲町一丁目から四丁目まで、春町一丁目から三丁目まで、西春町一丁目から四丁目まで、光丘町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、昭南町一丁目から三丁目まで、元町一丁目から三丁目まで、竹丘町一丁目から三丁目まで、寿町一丁目から三丁目まで、相生町一丁目から三丁目まで、南八幡町一丁目及び二丁目、南本町一丁目及び二丁目並びに銀天町一丁目から三丁目まで、福岡市南区のうち高木一丁目から三丁目まで、五十川一丁目及び二丁目、井尻一丁目から五丁目まで、折立町、横手一丁目から四丁目まで、横手南町、的場一丁目及び二丁目、日佐一丁目から五丁目まで、向新町一丁目及び二丁目、警弥郷一丁目から三丁目まで、柳瀬一丁目及び二丁目、弥永一丁目から五丁目まで並びに弥永団地 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡

第二條第二項中「土木事務所の出張所」を「県土整備事務所の支所又は出張所」に改める。

附則

第三條中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第二十条第一項中「土木事務所等」を「県土整備事務所等」に改める。

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十四号

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(福岡県道路占用料徴収条例の一部改正)

第一條 福岡県道路占用料徴収条例(昭和四十三年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件 等	単 位	占 用 料	
		甲 地	乙 地
第一種電柱	一本につき 一年	六九〇	六三〇
第二種電柱		一、一〇〇	九七〇
第三種電柱		一、四〇〇	一、三〇〇
第一種電話柱		六二〇	五六〇
第二種電話柱		九九〇	九〇〇
第三種電話柱		一、四〇〇	一、二〇〇
その他の柱類		六二	五六

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき	六	六
	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき	四	三
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	路上に設ける変圧器	一個につき	六〇〇	五五〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき	三七〇	三四〇
	変圧等その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき	一、二〇〇	一、一〇〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき	五二〇	四七〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき	三、九〇〇	一、一〇〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	一、二〇〇	一、一〇〇
	外径が〇・〇七メートル未満のもの		二六	二四
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		三七	三四
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		五六	五一
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		七四	六七
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	一一〇	一〇〇
		一年		

法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、二〇〇	一、一〇〇
		階数が二のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	七四〇	六七〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路	階数が三のもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	三七〇	三四〇
		その他のもの		二六〇	二四〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき	一六	一〇	
		一日			
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	一月	一六〇	九八	
		一時的に設けるもの			
看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき	三九〇	一一〇	
		一月			
その他のもの	表示面積一平方メートルにつき	一年	三、九〇〇	一、一〇〇	

地下埋設管												線
外径が〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年	九	六	六	類	
一三〇	八九	六二	一〇〇	五三〇	三七〇	二二〇	一六〇	一一〇	八〇	五三	三七	九
九三	六二	四三	七四〇	三七〇	二六〇	一五〇	一一〇	七四	五六	三七	二六	六
八四	五六	三九	六七〇	三四〇	二四〇	一三〇	一〇〇	六七	五一	三四	二四	六

くも手足場	標識	けい船く	さん橋	看板		鉄道、軌道その他これに類するもの	その他管類					
				上空に設ける物件に係るもの	その他のもの		外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの
き一年	一箇所に一年	一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一、八〇〇	八九〇	六二〇	三六〇	二七〇	一八〇	
三、二〇〇	三三〇	三三〇	三三〇	一七、二〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	八九〇	六二〇	三六〇	二七〇	一八〇	
三、二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	三、九〇〇	二、六〇〇	一、二〇〇	六二〇	四三〇	二五〇	一九〇	一二〇	
三、二〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一、一〇〇	七六〇	一、一〇〇	五六〇	三九〇	二三〇	一七〇	一一〇	

住居出入橋（全幅員三メートル以下のもの）	五三	三八	二四
その他の工作物（全幅員三メートルを超える住居出入橋を含む。）	五三〇	三七〇	二四〇
遊船	三〇〇	三〇〇	一九〇
公園、緑地、広場及び運動場	六一	六一	六一
耕作地	一〇	一〇	六
ゴルフ場	一九	一九	一九
住居出入り通路	四一	三二	一八
その他の土地	四〇〇	三〇〇	一八〇

（福岡県一般海域管理条例の一部改正）

第四条 福岡県一般海域管理条例（平成十二年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中、「第十二条第一項の第一種電気通信事業者」を「第二条第五号の電気通信事業者」に改める。

別表第一使用料中表の部分を次のように改める。

使用物件等	単位	電柱			甲地	乙地	丙地
		第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱			
鉄塔	一基につき一年	一、〇〇〇	一、五〇〇	二、一〇〇	一、四〇〇	九三〇	
外径が〇・〇七メートル未満のもの		一、〇〇〇	一、一〇〇	二、六八〇	一、四〇〇	二四	
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		六九〇	九七〇	三七	二六	三四	

軌道	道路、通路橋	農地	採草放牧地	専用住宅	倉庫、工場、造船場、事務所、店舗	仮設工物	材料置場	漁業用工物	遊船	さん橋、渡船場	極管等の地下埋設物	長さ一メートルにつき一年
											外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの
一、八〇〇	二二六	一〇	一〇	六二七	六二七	四〇五	二五八	五八	三〇〇	三三〇	一六〇	八〇
一、一〇〇	一一九	一〇	一〇	六二七	六二七	二二二	一三六	三一	三〇〇	二五〇	一一〇	五六
七四〇	七八	一〇	六	三三八	三三八	一一四	九〇	二〇	一九〇	一一〇	七四	六一
一、一〇〇	六七〇	三三〇	二四〇	三七〇	三七〇	二二〇	二六〇	一五〇	二二〇	二一〇	一六〇	一〇〇

電 話 柱			電 柱			占 用 物 件 等	単 位	単 価 (円)		
第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			甲 地	乙 地	丙 地
			一本につき 一年							
二、〇〇〇	一、四〇〇	八九〇	二、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇					
一、四〇〇	九九〇	六二〇	一、四〇〇	一、一〇〇	六九〇					
一、二〇〇	九〇〇	五六〇	一、三〇〇	九七〇	六三〇					

(福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正)
 第五条 福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
 第八条第一項中「第十二条第一項の第一種電気通信事業者」を「第二条第五号の電気通信事業者」に改める。
 別表第一占用料中表の部分次のように改める。

そ の 他	前各項に準じて知事が定める。	使用面積一平方メートルにつき一日	一八	一〇	六
露店、仮設興行場	使用面積一平方メートルにつき一日				
広告板、広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	九、九〇〇	三、九〇〇	一、一〇〇	
物干場、物揚場	使用面積一平方メートルにつき一年	二〇八	一〇九	七二	
係船くい、流木くい	一本につき一年	三三〇	二五〇	二二〇	

看 板	埋設管又は架設管										送 電 塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	
	その他のもの	上空に設けるもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			外径が〇・〇七メートル未満のもの
表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年
九、九〇〇	四、九〇〇	一、一〇〇	五三〇	三七〇	二二〇	一六〇	一一〇	八〇	五三	三七	一、八〇〇	一、九六〇	
三、九〇〇	二、六〇〇	七四〇	三七〇	二六〇	一五〇	一一〇	七四	五六	三七	二六	一、二〇〇	一、二〇〇	
一、一〇〇	七六〇	六七〇	三四〇	二四〇	一三〇	一〇〇	六七	五一	三四	二四	一、一〇〇	一、一〇〇	

附則

その他	船舶係留場	魚獲物又は漁具等の干場	貯木場又は材料置場	遊船	係船	浮標	さん橋その他工作物	看板		埋設管又は架設管				
								その他のもの	一時的に設けるもの					
前各項に準じて知事が定める。	占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一月	占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	一本につき 一年	一基につき 一年	表示面積（起重機の場合は、行動範囲を含む。）一平方メートルにつき 一年	表示面積一平方メートルにつき 一月	表示面積一平方メートルにつき 一月	長さ一メートルにつき 一年				
	一六・二	五・九	五・九	三〇〇	二五〇	一、六三二	二五〇	三、九〇〇	三九〇	七四〇	三七〇	二六〇	一五〇	一一〇
	一一・八	四・三	四・三	一九〇	一一〇	一、一八五	一一〇	一、一〇〇	一一〇	六七〇	三四〇	二四〇	一三〇	一〇〇

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等（以下「既存占用物件等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占用料額」という。）を超える場合には、当該改正占用料額とする。

- 一 平成二十一年度 第一条の規定による改正前の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該既存占用物件等に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額
- 二 平成二十二年度以降 当該既存占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十五号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。
別表四三の項中「二五、一 円」を「一六、九 円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十六号

福岡県美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

福岡県美しいまちづくり条例(平成十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第四章 福岡県景観審議会(第十五条)」を「第四章 広域的な景観計画に関する事項(第十五条 第十七条)」に、「第五章」を「第六章」に、「第十六条・第十七条」を「第十九条・第二十条」に改める。

「第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。第五章を第六章とする。」

第四章中第十五条を第十八条とし、同章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 広域的な景観計画に関する事項
第十五条 知事は、複数の市町村の区域にわたって特に良好な景観の形成を推進する必要があると認めるときは、当該区域(景観行政団体である市町村の区域を除く。)について広域的な景観計画を定めるものとする。

2 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、福岡県景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(届出対象行為等)

第十六条 景観法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち景観計画ごとに規則で定める行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年

法律第三十七号)第一条第一項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

四 水面の埋立て又は干拓

五 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 景観法第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第五項の規定による通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

3 景観法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、同条第一項各号に掲げる行為(同項第二号に掲げる行為にあつては規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないものとして景観計画ごとに規則で定める規模のものとする。
(勧告及び変更命令等)

第十七条 知事は、景観法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、福岡県景観審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、景観法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 景観法第十七条第一項の条例で定める行為は、同法第十六条第一項第一号及び第二号の届出を要する行為とする。

4 知事は、景観法第十七条第一項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条第五項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、福岡県景観審議会の意見を聴くものとする。

附則

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関

する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十七号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地

手当等に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号

)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第

九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十八号

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

(福岡県公立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、七七九人

」を「五、六八九人」に、「四七四人」を「四六五人」に、「三四六人」を「三三六

人」に、「六、五九九人」を「六、四九〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項
中「一、三九九人」を「一、四二六人」に、「五人」を「三人」に、「六〇人」
を「五九人」に、「一〇〇人」を「八三人」に、「一、五七四人」を「一、五八一人
」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二、六七六人」を「二、七

八二人」に、「一、一五五人」を「一、一五四人」に、「三五六人」を「三五九人」

に、「一、二四四人」を「一、二四六人」に、「三五、四三一人」を「三五、五四一

人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、三〇九人」を「一、三五〇人」に

、「七〇人」を「六九人」に、「一、四三九人」を「一、四七九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十九号

福岡県教育職員免許状関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県教育職員免許状関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十七号)の一部を

次のように改正する。

第二条の表中八の項を二三の項とし、七の項を二二の項とし、六の項を一一の項とし

、五の項の次に次のように加える。

六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者	一件につき	三、三〇〇円
七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者	一件につき	一、七〇〇円

八 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による更新講習修了確認又は同条第三項第三号の規定による確認を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円
九 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者	一件につき 一、七〇〇円
一〇 改正法附則第一条第五項に規定する認定を受けようとする者	一件につき 三、三〇〇円

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官 一〇、七四九人

警視 二六九人

警部 六三四人

警部補及び巡查部長 六、四六〇人

巡查 警察教養施設において新任者として

教育訓練中の者を含む。 三、三八六人

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十一号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改

正後の道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を実施

する者に対する講習を受けようとする者 認知機能検査員講習手数料

第十四条第二項の表一三の項の次に次のように加える。

一三の二 認知機能 検査員講 習手数料	講習三〇分間に て三五〇円
------------------------------	------------------

第十六条の二第二項の表一の項中「一六、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め

る。

第二条 福岡県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下

この条において「認知機能検査」という。）を受けようとする者 認知機能検査

手数料

五の四 認知機能検査を実施する者に対する講習を受けようとする者 認知機能検

査員講習手数料

第十四条第一項第十三号の二を削り、同条第二項の表五の二の項の次に次のように

加える。

五の三 認 知機能検 査手数料	六五〇円
-----------------------	------

五の四 認 知機能検 査員講習 手数料	講習三〇分間につい て三五〇円
------------------------------	--------------------

第十四条第二項の表二二の項中

(三) 道路交通法第百 八条の二第一項第 十二号に掲げる講 習	
1 小型特殊自動車免 許以外の第一種運転 免許又は第二種運転 免許を受けている者 に対する講習	講習一時間について二、〇五〇 円
2 小型特殊自動車免 許のみを受けている 者に対する講習	講習一時間について一、五〇〇 円

を

(四) 道路交通法第百 八条の二第一項第 十二号に掲げる講 習	
1 小型特殊自動車免 許以外の第一種運転 免許又は第二種運転 免許を受けている者 に対する講習	五、八〇〇円(当該講習が道路 交通法第九十七条の二第一項第 三号イ又は第百一条の四第二項 の規定により認知機能検査の結 果に基づいて行うものである場 合にあっては、五、三五〇円)
2 小型特殊自動車免 許のみを受けている 者に対する講習	一、三五〇円

に改め、

同表一三の二の項を削り、同表一四の項中「一、七五〇円」を「一、六五〇円」に改め、同表一五の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「講習一時間について二、〇五〇円」を「五、八〇〇円(当該講習が道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五、三五〇円)」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）